

2025年1月21日 全17頁

「103万円の壁」与党改正案の 家計とマクロ経済への影響試算（第4版）

71万人が労働時間を延ばし、個人消費は年0.5兆円拡大の見込み

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太
経済調査部 エコノミスト 山口 茜

[要約]

- 2024年12月20日に公表された自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」（以下、大綱）では、与党としての、いわゆる「103万円の壁」への対応案が示された。
- 税法上の「103万円」には、2つの意味がある。1つ目は、所得税の課税最低限としての103万円であり、与党案は、123万円に引き上げるとしている。これは、今後の物価上昇も見込んだブラケットクリープへの対応として説明がつく範囲といえるだろう。
- 2つ目は、学生や「配偶者手当のある世帯の被扶養配偶者」において扶養の範囲で働ける上限年収としての103万円である。与党案が実施されると、扶養の範囲が拡大する。これにより、学生は現行の103万円から130万円まで働けるようになり、「配偶者手当のある世帯の被扶養配偶者」は現行の103万円から123万円まで働く機会が生まれる。
- 本レポートにて、与党案の実施によるマクロ経済への影響を試算した。その結果、71万人（学生61万人、被扶養配偶者10万人）が労働時間を延ばし、雇用者報酬は年0.2兆円増、減税効果と合わせて個人消費は年0.5兆円増となった。

[目次]

1. はじめに	…… 2ページ
2. 与党案で「103万円の壁」はどう変わるか	…… 2ページ
3. 与党案の家計への影響試算	…… 6ページ
4. 与党案のマクロ経済への影響試算	……10ページ
5. おわりに～総括と今後の展望	……12ページ
補論1. 現行制度の補足解説	……13ページ
補論2. 与党案の補足解説	……15ページ

※本レポートは、是枝俊悟・平石隆太・山口茜「[課税最低限『103万円の壁』上げによる家計と財政への影響試算（第3版）](#)」（大和総研レポート、2024年12月4日）の改訂版である。

1. はじめに

2024年12月20日に公表された自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱¹」（以下、大綱）では、与党としての、いわゆる「103万円の壁」への対応案が示された。所得税の課税最低限につき103万円から123万円に引き上げ、学生等の特定扶養控除の対象となる年収につき103万円から150万円に引き上げる案である。

これらの引上げは、国民民主党が改正を求めていた施策である。学生等の特定扶養控除の対象となる年収の引上げについては、概ね国民民主党が求めていた内容となっている。一方、所得税の課税最低限については、国民民主党が求める178万円までの引上げと大きな乖離が生じている。与党案は国民民主党の合意を得られておらず、与党及び国民民主党の3党は協議を継続する方針である。大綱のとりまとめには至ったが、少数与党であることを考慮すると、税制改正関連法案の成立には、国民民主党あるいは他の野党の協力を得ることが必要であり、今後の情勢は不透明である。

本レポートでは、いわゆる「103万円の壁」について、所得税の課税最低限としての103万円、および扶養控除等の対象の上限としての103万円の2つに分けて論じる。大綱に示された改正案、および今後の与野党協議により想定される改正案の家計およびマクロ経済への影響を試算する。現行制度および与党改正案の詳細については巻末の補論を参照されたい。

2. 与党案で「103万円の壁」はどう変わるか

「103万円」には2つの意味がある

そもそも、税法上の「103万円」には、所得税の課税最低限としての103万円と、扶養控除等の対象となる上限年収としての103万円の2つの意味がある。前者は、物価が上昇する中で年収103万円から所得税を課税することが低所得者にとって厳しいのではないかという「インフレ調整」の観点から議論されている。一方で後者は、最低賃金やアルバイト時給が上昇する中、学生等が制度を意識して不要な就業調整をしないようにする観点から議論されている。

両者は税法上の基準となる額が103万円であることは共通しているが、その論点はまったく異なる。これらについては、所得税のインフレ調整と就業調整の解消というそれぞれの政策目的に立ち返って、適切な施策を講じる必要がある。

課税最低限の「103万円」はインフレ調整の観点から20万円の引上げ

所得税の課税最低限は「基礎控除+給与所得控除の最低額」によって算出される。現行制度では、基礎控除額が原則48万円、給与所得控除の最低額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっている。

¹ 自由民主党・公明党「[令和7年度税制改正大綱](#)」（2024年12月20日）

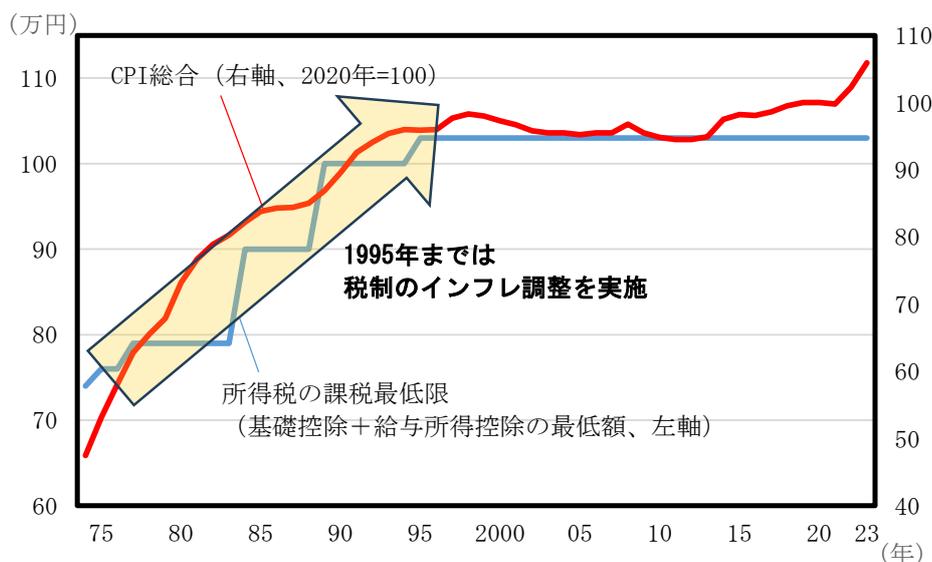
課税最低限やブラケット（各税率が適用される年間所得額）は名目の金額で固定されている。このため、物価と賃金が同率で上昇した場合、所得税額がそれ以上の比率で増加し、国民負担が高まる「ブラケットクリープ」と呼ばれる現象が生じる。

これまでブラケットクリープに対応するため、物価がある程度上昇する度に、所得税の課税最低限は引き上げられてきた（インフレ調整、図表 1）。最後にインフレ調整が行われたのは 1995 年で、その後はデフレの時代が続いたため課税最低限が据え置かれてきた。

大綱に示された与党案は、所得税の課税最低限を 103 万円から 123 万円へと 20%引き上げるものである。具体的には、所得税と住民税につき給与所得控除最低額を 10 万円引き上げ、所得税のみ基礎控除を 10 万円引き上げる。

所得税の課税最低限の引上げ率の 20%は、1995 年からの CPI 総合の上昇率（2023 年までの実績で 10%、2025 年の見込みで 15%）と比べるとやや高い水準だが、今後の物価上昇も見込んだブラケットクリープへの対応として説明がつく範囲といえるだろう。

図表 1：所得税の課税最低限と消費者物価指数（CPI 総合）の推移



(出所) 総務省「消費者物価指数」および法令より大和総研作成

学生の就業調整の「壁」は 103 万円から 130 万円に移動

19 歳以上 23 歳未満（学生に限らない）の扶養親族を扶養する納税者は「特定扶養控除」として、所得税 63 万円、住民税 45 万円の所得控除が受けられる。特定扶養控除を受けられる被扶養者の年収の上限（扶養基準）は、給与収入ベースで年 103 万円であり、現行法上、所得税の課税最低限の 103 万円と同額となっている。

学生の給与収入が 103 万円を少しでも超えた場合、親は特定扶養控除を受けられなくなる。例えば親の所得税率が 10%（住民税率は一律 10%）である場合、親の税負担は、所得税 6.3 万

円 (=63 万円×10%)、住民税 4.5 万円 (=45 万円×10%)、計 10.8 万円増加する。このため、特定扶養控除の対象となっている学生には、年収が 103 万円を超えないよう就業調整を行う動機が存在する。

大綱では、特定扶養控除の要件緩和が示され、学生の給与収入が 150 万円までであれば、親（扶養者）は満額の控除を受けられる。加えて、学生の給与収入が 150 万円を超えても、すぐに控除額がゼロになるのではなく、控除額が通減・消失する制度の導入が示された（与党案の詳細は巻末の補論 2 を参照）。

もともと、税制面での「壁」はなくなっても、年収 130 万円を超えると学生本人に社会保険料負担が生じ、手取りが急減する「社会保険の壁」は残る²。このため、学生の就業調整の「壁」は 103 万円から 130 万円に移動することとなる。

企業の配偶者手当による「壁」は 103 万円から 123 万円に移動

配偶者を扶養する納税者は「配偶者控除」として、原則、所得税 38 万円、住民税 33 万円の所得控除を受けられる。配偶者控除を受けられる被扶養者の年収の上限（扶養基準）も、給与収入ベースで年 103 万円であり、現行法上、所得税の課税最低限の 103 万円と同額となっている。ただし、給与収入ベースで年収 103 万円を超えても、同 150 万円までは「配偶者特別控除」として、配偶者控除と同額の所得控除を受けられる。また同 150 万円を超えても、控除額が段階的に縮小する仕組みがあるため、税制面では手取りの逆転現象は生じない³。

もともと、日本の企業のうち約 2 割は税制上の配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給している⁴。年収 103 万円を超えることで配偶者手当が支給されなくなることが手取りの逆転現象を生み、就業調整の一因となっている。

大綱では、配偶者控除の適用対象となる年収につき、給与収入換算で 103 万円から 123 万円に引き上げることが示された。これにより、配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給している企業では、特に給与規定等を改訂しなければ、配偶者手当の支給基準も 103 万円から 123 万円にスライドすることになると考えられる。

また、厚生労働省は配偶者手当を廃止・縮小し、基本給や家族手当などに振り替えることを企業に呼び掛けている⁵。2025 年度税制改正を機に、企業が配偶者手当の支給そのものを見直すことも期待される。

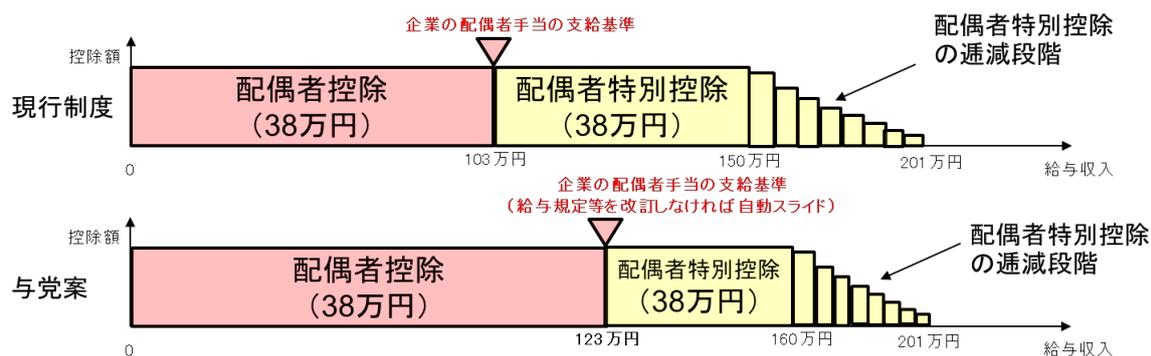
² 詳細は、是枝俊悟・山口茜「[学生の『103 万円の壁』撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024 年 11 月 11 日）を参照。

³ かつては、配偶者控除の対象年収を超えた際に税制面で手取りの逆転現象が生じたが、1987 年に配偶者特別控除が創設されたことにより、税制面の手取りの逆転現象は解消された。

⁴ 人事院「令和 6 年職種別民間給与実態調査」（50 人以上の企業を対象とした調査）による。

⁵ 厚生労働省「[企業の配偶者手当の在り方の検討](#)」を参照。

図表 2：配偶者控除・配偶者特別控除の改正案と配偶者手当への影響



（注）税法上の配偶者手当を基準に配偶者手当を支給している企業の場合。控除額は所得税の金額。

（出所）法令および大綱より大和総研作成

配偶者手当のない世帯の被扶養配偶者の「壁」は実質変更なし

配偶者手当が支給されない世帯の被扶養配偶者にとって、就業調整をもたらすものは「社会保険の壁」である。

被扶養配偶者が短時間労働をする場合、勤め先の企業規模により、月給 8.8 万円以上（年収換算で 106 万円相当以上）または年収 130 万円を超えると、社会保険料負担の発生で手取り収入が減少することがある。これらは、「106 万円の壁」や「130 万円の壁」とされ就業調整の動機となっている（現行制度の詳細は巻末の補論 1 を参照）。

厚生労働省に設置された社会保障審議会年金部会が 2024 年 12 月 25 日に「議論の整理⁶」をとりまとめた。「議論の整理」では、短時間労働者の社会保険の加入要件のうち、51 人以上の企業規模要件および月給 8.8 万円以上（年収 106 万円相当以上）の賃金要件につき、それぞれ「撤廃する方向で概ね意見が一致した」としている。この「議論の整理」をもとに、2025 年の通常国会に改正法案を提出する見通しであり、報道によると、賃金要件の撤廃は 2026 年 10 月、企業規模要件の撤廃は 2027 年 10 月が想定される⁷。

賃金要件と企業規模要件が撤廃されると、学生を除けば、社会保険に加入する条件は労働時間が週 20 時間以上であることに収斂される。現行制度では、週 20 時間以上の労働であっても、企業規模や時給によっては社会保険料負担の有無が異なっており、労働時間が変わらなくても時給の上昇によって社会保険料が発生し、手取りが減少することがある。改正案では、社会保険料負担の発生は労働時間が「20 時間の壁」を超えるとときにほぼ限られ、時給の上昇によって社会保険料が発生し手取りが減少するケースは生じにくくなる⁸。

短時間労働者が週 20 時間働いたときの年収は時給にもよるが、概ね 106～130 万円程度であり、「106 万円の壁」や「130 万円の壁」が「20 時間の壁」に収斂されることによる就業への影

⁶ 社会保障審議会年金部会「[社会保障審議会年金部会における議論の整理](#)」（2024 年 12 月 25 日）

⁷ NHK NEWS WEB「[“106 万円の壁” 撤廃に厚生年金新たに 200 万人加入対象見込み](#)」（2024 年 12 月 10 日掲載、2025 年 1 月 10 日閲覧）を参照。

⁸ 週 20 時間未満労働のまま年収が 130 万円を超えることとなった場合などは、社会保険料負担によって手取りが減少する可能性がある。

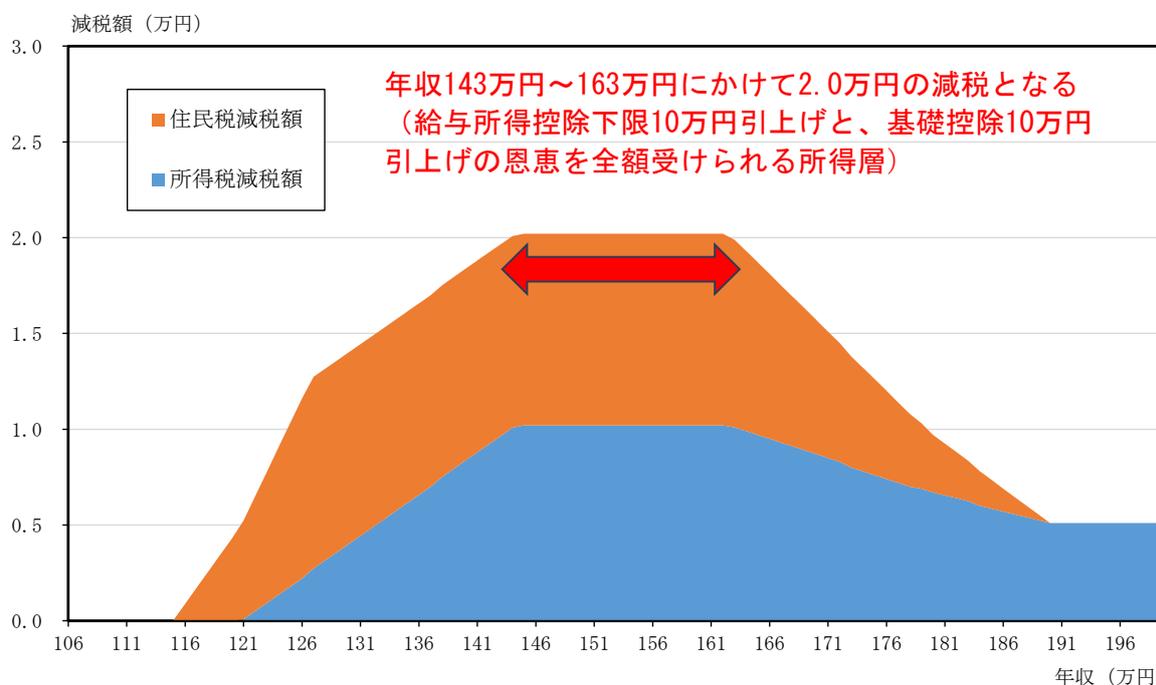
響は軽微と考えられる。すなわち、「配偶者手当のない世帯の被扶養配偶者」にとっては、制度改正による働き方の変化はあまり生じないであろう。

3. 与党案の家計への影響試算

課税最低限引上げによる影響（年収 200 万円以下）

図表 3 は、与党案の課税最低限 123 万円への引上げによる、年収 200 万円以下の者の年間減税額の試算結果である。

図表 3：与党案による家計減税額の試算結果（年収 200 万円以下の場合）



(注) 雇用保険、厚生年金、健康保険（協会けんぽ・保険料率は全国平均）に加入し、所得控除の適用は基礎控除と社会保険料控除のみ（すなわち、税制上の扶養親族等はない）と仮定した。

(出所) 法令および大綱より大和総研作成

試算では社会保険に加入していることを前提としている。現行制度においても社会保険に加入していると、年収 103 万円を超えても年収 114 万円までは社会保険料控除により所得税および住民税所得割の負担が生じない。そのため、与党案によって減税効果が生じるのは年収 115 万円以上の者となる。

年収 115 万円から 143 万円にかけては、収入が多いほど減税額が大きくなる。年収 143 万円から 163 万円の者が、給与所得控除下限 10 万円引上げと基礎控除 10 万円引上げによる恩恵を全額受けられ、年 2.0 万円の減税となる。

年収が 163 万円以上（正確には 162.5 万円超）になると、現行制度における給与所得控除が 55 万円を上回るため、与党案による給与所得控除の引上げ幅が徐々に小さくなり、減税額が少なくなる。

年収 190 万円の時、現行制度における給与所得控除が 65 万円となるため、与党案による給与所得控除の引上げの効果はなくなる。このため、年収 190 万円以上の者は基礎控除引上げの影響のみを受けることとなる。

課税最低限引上げによる影響（年収 200 万円以上）

図表 4 は、与党案の課税最低限 123 万円への引上げによる、年収 200 万円以上の者の年間減税額の試算結果である。

図表 4：与党案による家計の年間減税額の試算結果（年収 200 万円以上の場合、単位：万円）

年収	200	300	500	600	800	1,000	1,500	2,500	3,000
所得税減税額	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0	3.4	4.1	0.0
住民税減税額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0	2.0	3.4	4.1	0.0

（注）雇用保険、厚生年金、健康保険（協会けんぽ・保険料率は全国平均）に加入し、所得控除の適用は基礎控除と社会保険料控除のみ（すなわち、税制上の扶養親族等はいない）と仮定した。

（出所）大綱および法令より大和総研作成

年収 190 万円超の者は、基礎控除引上げによる影響のみを受けるため、住民税の減税額はゼロとなり、所得税は 10 万円に適用税率（5.0%～40%⁹）を乗じた金額が減税額となる。

年収が高い者は、適用税率が高くなるため減税額が多くなり、年収 2,500 万円の者の減税額は年 4.1 万円となる。ただし、合計所得金額 2,350 万円（給与収入換算で原則 2,545 万円）を超えると基礎控除引上げの対象外となるため、年収 3,000 万円の者の減税額はゼロとなる。

特定扶養控除上限引上げによる学生アルバイトへの影響

図表 5 では与党案に従って、特定扶養控除の上限年収を 150 万円に引き上げた場合の世帯全体の手取り増を示した。

現行では、学生の収入が 103 万円を超えると親の特定扶養控除額がゼロになるため、世帯全体の手取りが急減する。学生の収入が 130 万円を超えると学生本人の国民健康保険料負担が生じるため、再び世帯の手取りが減少する。大綱の内容を踏まえた与党案の場合、親の控除額は学生の年収が 150 万円に達するまで減少せず、年収 150 万円から 188 万円にかけて控除額が逡減

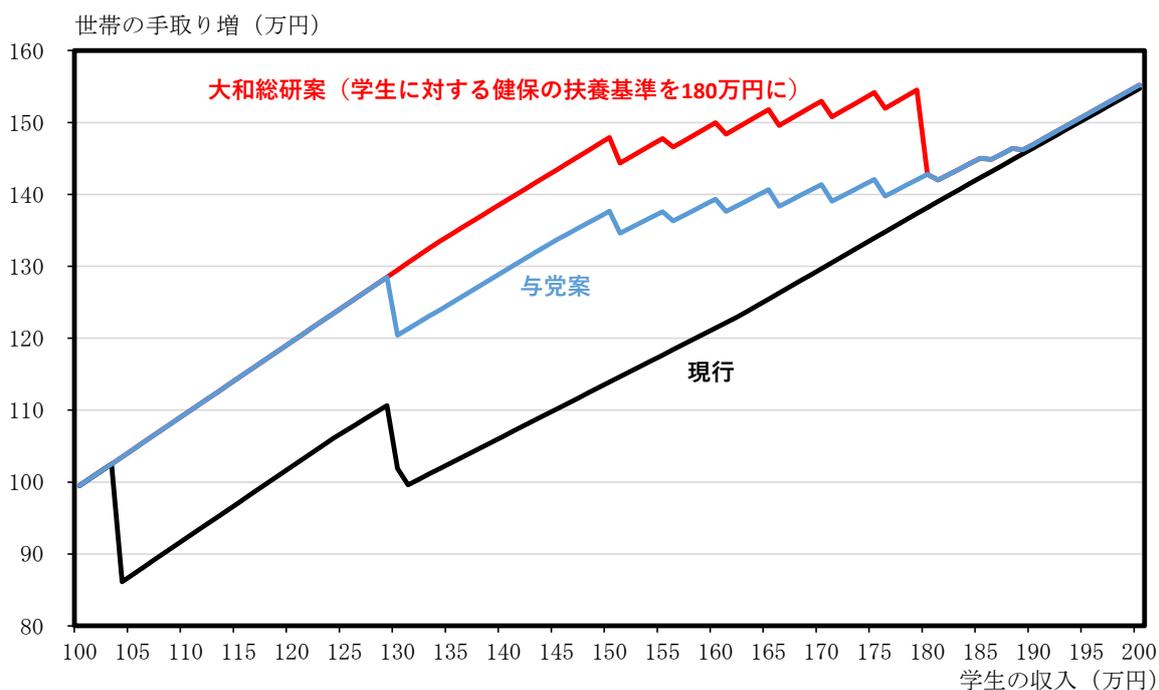
⁹ 正確には復興特別所得税込みで 5.105%～40.84%である。

するため、世帯の手取りも階段状になり、手取りの大きな減少は生じなくなる¹⁰。

ただ、前述のように年収 130 万円を超えると学生本人に社会保険料負担が生じ、手取りが急減する「社会保険の壁」は残るため、実際には年収 130 万円直前で就業調整が行われると予想される。特定扶養控除の上限を引き上げ、学生が希望する場合に年収 150 万円程度まで働くことを可能にする政策意図があるのであれば、「社会保険の壁」も解消すべきだろう。

図表 5 に示す大和総研案は、与党案に加え、学生に対する社会保険の扶養上限を現行の 130 万円から 180 万円まで引き上げたものである。この案では年収 150 万円までは世帯の手取りが減ることはなく、年収 150 万円を超えても年収 180 万円までは、緩やかな手取りの増加が続く¹¹。現行制度においても、60 歳以上および障害者に対しては 180 万円の扶養基準を用いた被扶養者の判定が行われており、学生にも 180 万円の扶養基準を適用することの実務上の実現可能性も高い¹²。

図表 5：学生のアルバイト収入と世帯の手取りの関係



(注) 学生を扶養する親の年収を 800 万円 (限界所得税率 20%) とし、学生の給与と収入が 0 円であった場合と比較した世帯の手取り増を示した。国民健康保険料は東京都江東区の水準を用いた。

(出所) 大綱および法令をもとに大和総研作成

¹⁰ もっとも、勤労学生控除に通減段階がなかったり、配偶者特別控除と比べて所得控除額の減り方が急であったりするため、収入が増えたことで手取りが僅かに減少するケースは残る。

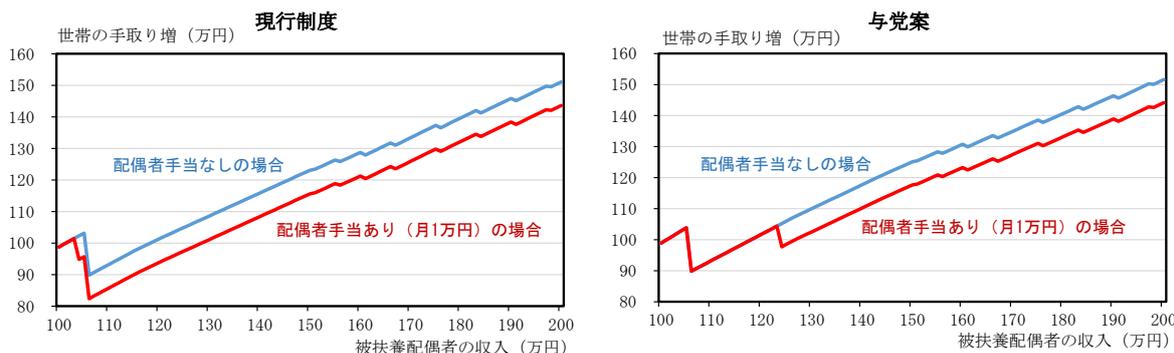
¹¹ 年収 180 万円のところで、手取り収入が大きく減る「壁」ができる。だが、年収 180 万円は、時給 1,500 円としても週 23 時間労働に相当し、学生が稼働可能な年収の上限に近い金額と考えられ、「180 万円の壁」に直面する学生はほとんどいないと考えられる。

¹² 前掲脚注 2 レポート参照。なお、2025 年 1 月 18 日付毎日新聞朝刊 1 面によると、厚生労働省は、「19～22 歳の学生らを被扶養と判断する基準は『年収 130 万円未満』から『同 150 万円未満』に引き上げる方針だ」とされている。

配偶者控除等の上限引上げによる被扶養配偶者への影響

図表 6 は、現行制度および与党案において、被扶養配偶者が給与収入を得た場合の世帯の手取りの変化を試算したものである。配偶者手当がある場合は、配偶者控除の対象となることを条件に月 1 万円が支給されるものと仮定した¹³。

図表 6：被扶養配偶者の収入と世帯の手取りの関係



(注) 配偶者を扶養する者の年収を 800 万円 (限界所得税率 20%) とし、被扶養配偶者の給与収入が 0 円であった場合と比較した世帯の手取り増を示した。被扶養配偶者の給与収入が 106 万円以上となる場合、厚生年金および健康保険 (協会けんぽ・保険料率は全国平均) に加入するものとし、配偶者手当ありの場合は税制上の配偶者控除の対象となる場合に月 1 万円の手当が支給されるものとした。

(出所) 大綱、税法等をもとに大和総研作成

配偶者手当がない場合、社会保険の加入 (年収 106 万円相当以上) を機に手取りが大きく減少する。年収 106 万円を超える場合、年収 105 万円のとくと同等以上の手取りを確保するためには、年収 123 万円以上を得なければならない。この点は、現行制度でも与党案でも変わらない。

配偶者手当がある場合、現行では、配偶者手当の消失 (年収 103 万円超) と社会保険の加入 (年収 106 万円相当以上) により、年収 103 万円から 106 万円にかけて手取りが急減する。現行制度では、年収 103 万円のとくと同等以上の手取りを確保するためには、年収 131 万円以上を得なければならない。

一方、与党案では、社会保険の加入 (年収 106 万円相当以上) により手取りが減少した後もしばらく配偶者手当の支給が続くこととなり、年収 121~123 万円の範囲で年収 103 万円のとくと同等以上の手取りが確保される (それを超えて配偶者手当が消失すると、年収 103 万円のとくと同等以上の手取りを得るには年収 129 万円以上を得る必要がある)。

すなわち、与党案が実施されれば、年収 103 万円以下までで就業調整をしている被扶養配偶者が、手取りを減らさない範囲で労働時間を増やそうとしたときに必要となる年収が 131 万円から 121 万円に下がることとなり、社会保険加入のハードルが低くなる効果がある。

¹³ 東京都産業労働局「中小企業の賃金事情 (令和 5 年版)」によると、配偶者への家族手当の支給がある場合の平均額は 10,914 円である。

4. 与党案のマクロ経済への影響試算

与党案の減収額は 6,580 億円、大和総研の想定シナリオの減収額は 1.0 兆円程度

図表 7 は、政府試算による「103 万円の壁」関連改正の与党案による財政減収見込み額である。

図表 7: 与党案による「103 万円の壁」関連改正の平年度減収見込み額（単位：億円）

	所得税	住民税	計
基礎控除の改正	5,450	0	5,450
給与所得控除の改正等	280	700	980
特定扶養控除の改正	100	50	150
計	5,830	750	6,580

（出所）財務省「令和 7 年度税制改正の大綱」（2024 年 12 月 27 日閣議決定）より大和総研作成

基礎控除と給与所得控除の最低額の引上げ幅はいずれも 10 万円だが、基礎控除は原則すべての納税者への減税になる一方、給与所得控除の最低額の引上げは年収 190 万円未満の給与所得者に限った減税となり対象者数が大幅に絞られるため、減収見込み額が少ない。また、6,580 億円の減収見込み額のうち、9 割近い 5,830 億円が所得税の減収であり、住民税の減収見込み額は 750 億円に抑えられている。

国民民主党が主張する通り、所得税・住民税とも基礎控除を 75 万円引き上げた場合は、大和総研の試算で 7 兆 2,550 億円の減収が見込まれ、財政への影響が大きい。与党案は、①課税最低限の引上げ幅を妥当な水準に留めたこと、②引上げの方法を基礎控除引上げと給与所得控除の最低額引上げの組み合わせにしたこと、③住民税の基礎控除を据え置いたこと、の 3 点により財政影響額が抑えられている。

もっとも、前述の通り、今後の与野党の協議によっては住民税の基礎控除額が引き上げられる可能性がある。大和総研では、今後の与野党協議により、住民税の基礎控除も 5 万円引き上げられ、所得税と合わせ計 9,860 億円規模の減収となることを想定している。

図表 8: 「103 万円の壁」関連改正の平年度減収見込み額の比較（単位：億円）

	与党案 （政府試算）	国民民主党案 （大和総研試算）	大和総研想定 （大和総研試算）
所得税	5,830	32,970	5,830
住民税	750	39,580	4,030
計	6,580	72,550	9,860

（注）大和総研想定は、与党案に加え住民税の基礎控除を 5 万円引き上げたもの（これによる平年度減収額は、大和総研試算で 3,050 億円）。

（出所）財務省「令和 7 年度税制改正の大綱」（2024 年 12 月 27 日閣議決定）、総務省「令和 5 年度 市町村税課税状況等の調」をもとに大和総研作成

71 万人が労働時間を増やし、マクロの労働時間は年 1.3 億時間増加

大和総研では与党案（および大和総研想定¹⁴）により、71 万人が労働時間を増加させ、マクロでは年 1.3 億時間の労働時間の増加、年 1,840 億円の雇用者報酬の増加を見込んでいる。

与党案では、特定扶養控除を理由に年収 103 万円までで就業調整している学生につき年収 130 万円まで働くことを可能とし、配偶者手当を理由に年収 103 万円までで就業調整をしている被扶養配偶者につき年収 123 万円まで働く機会を与えるものとなる。

学生については、総務省「令和 4 年就業構造基本調査」において「就業調整をしている」と回答した 15～24 歳（配偶者なし）が 61 万人だったことを踏まえ、制度改正により同規模の学生の就業が拡大すると想定した¹⁵。

被扶養配偶者については、週 20 時間未満で働く女性の第 3 号被保険者のうち「年収の壁」がなくなったとしたら週 20 時間以上の就業を選択すると見込まれる 101 万人¹⁶に、配偶者手当の支給企業割合の 2 割と、第 3 号被保険者が社会保険加入機会を与えられた際に社会保険に加入した割合の 5 割¹⁷を乗じて、10 万人の就業が拡大すると想定した。

図表 9: 与党案の「103 万円の壁」関連改正による労働供給への影響試算（年間）

	労働時間を増やす人数	労働時間の増加		雇用者報酬の増加	
		1 人あたり	全国	1 人あたり	全国
学生	61 万人	194 時間	1.2 億時間	27 万円	1,640 億円
被扶養配偶者	10 万人	144 時間	0.1 億時間	20 万円	200 億円
計	71 万人	-	1.3 億時間	-	1,840 億円

（注）労働単価は 2023 年の正社員以外のパートタイム労働者の平均時給 1,392 円を用いた。その他の算出の根拠は本文参照。

（出所）総務省、厚生労働省等より大和総研作成

個人消費は年 0.5～0.7 兆円程度増加

個人消費の増加は、与党案では年 5,370 億円程度、与党案に住民税の基礎控除 5 万円を加えた大和総研想定では同 7,470 億円程度と見込んでいる。減税や給付金による消費喚起効果の試算には限界消費性向を用いることが一般的だが、今回は恒久減税措置であるため平均消費性向を用いた。

¹⁴ 住民税の基礎控除を 5 万円引き上げることによる追加的な労働供給の増加は見込まれない。

¹⁵ 前掲脚注 2 レポート参照。

¹⁶ 詳細は、是枝俊悟『『収入の壁』レポート② 第 3 号被保険者見直し後の受け皿としての『1.5 号/2.5 号被保険者制度』創設の提案』（大和総研レポート、2023 年 8 月 25 日）を参照。

¹⁷ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構『社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査』（企業郵送調査）及び『働き方に関するアンケート調査』（労働者 Web 調査）結果』（2024 年 6 月）による。

図表 10: 与党案による「103 万円の壁」関連改正による所得と消費への影響（年間）

	可処分所得の増加	平均消費性向	個人消費の増加
学生	1,790 億円	0.7	1,250 億円
被扶養配偶者	-	-	-
その他	6,430 億円 (大和総研想定:9,710 億円)	0.64	4,120 億円 (大和総研想定:6,210 億円)
計	8,220 億円 (大和総研想定:11,500 億円)	-	5,370 億円 (大和総研想定:7,470 億円)

(注 1) 学生の可処分所得の増加は、特定扶養控除の改正による減収見込み額（150 億円）と雇用者報酬の増加（1,640 億円）の合計である。被扶養配偶者は、雇用者報酬分のほぼすべてが社会保険料増となり可処分所得および個人消費の増加は見込んでいない。

(注 2) カッコ書きの大和総研想定は、与党案に加え住民税の基礎控除を 5 万円引き上げた場合の試算である。

(注 3) 学生の平均消費性向は、全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」における生活費データの 2023 年の平均消費性向 0.7 を、その他の納税者は総務省「家計調査」における勤労者世帯（総世帯ベース）の 2023 年の平均消費性向 0.64 を適用した。

(出所) 総務省、厚生労働省等より大和総研作成

5. おわりに～総括と今後の展望

大綱で示された与党の課税最低限引上げ案は、123 万円への引上げであった。給与所得者における課税最低限の引上げ率の 20%は、最後に課税最低限が引き上げられた 1995 年からの CPI 上昇率（2023 年までの実績で 10%、2025 年の見込みで 15%）と比べるとやや高い水準だが、今後の物価上昇も見込んだブラケットクリープへの対応として説明がつく範囲だろう。

ただし、現時点ではまだ税制改正案につき国民民主党との合意には至っていない。少数与党である政治情勢に鑑みると、今後も税制改正について野党の合意を得るための協議が続くだろう。大和総研では、住民税も物価上昇による税収の上振れが若干生じていることや低所得者にとって住民税の負担が相対的に重いことなどから、今後の与野党協議で住民税の基礎控除額引上げが税制改正案に盛り込まれることを想定している。

また、与党案による扶養控除や配偶者控除の適用上限の引上げは、学生および配偶者手当が支給されている被扶養配偶者の働き控えの解消に一定の効果が期待される。働き控えの抜本的な解決には、税制や配偶者手当だけでなく「社会保険の壁」の解消が必要である。被扶養配偶者の「社会保険の壁」の解消には時間を要するが、学生は単純に扶養の基準を引き上げるだけで解消が可能であり、社会保険制度の改正において与野党協議の対象になりうる。

政府および与野党においては、政局だけではなく、財政への影響や所得再分配のあり方、働き控えの解消などを含めた税制の「あるべき姿」を見据えた、大局的な議論を行うことが望まれる。

補論 1. 現行制度の補足解説

所得税の課税最低限とは何か

単身、または税制上の扶養親族がない給与所得者の場合、所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって算出される¹⁸。現行制度では、基礎控除額が48万円（本人の合計所得金額2,400万円以下の場合）、給与所得控除の最低額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっている。

基礎控除の趣旨は、最低限の生活費に相当する部分については課税対象外とすることで最低限の所得を保障することにある。現行制度の基礎控除の所得控除額は、以下の参考図表1のように設定され、所得が高い者については逡減・消失する仕組みとなっている。

参考図表1：現行の基礎控除の所得控除額

条件	所得税	住民税
本人の合計所得金額が2,400万円以下	48万円	43万円
本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
本人の合計所得金額が2,500万円超	控除なし（0円）	

（出所）法令より大和総研作成

給与所得控除は給与所得者に対し認められている「勤務費用の概算控除額」や「他の所得との負担調整のための控除額」としての所得計算上の控除であり、参考図表2のように定められている。

給与収入が55万円以下である場合、全額が給与所得控除となり、給与所得はゼロとなる。55万円超162.5万円以下である場合の控除額55万円が最低保証額として設定され、給与所得が162.5万円超850万円以下の範囲は給与収入に応じて控除額が逡増するが、給与収入が850万円超である場合は、控除額は上限の195万円となっている。

参考図表2：現行の給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
55万円以下	全額
55万円超 162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる。

（出所）法令より大和総研作成

¹⁸ このほか、社会保険料や生命保険料などの支払いがある場合などは、所得控除によって課税最低限が上がるが、これらの有無や金額は人によって異なるため、本レポートでは「課税最低限」の算出にこれらを考慮しない。

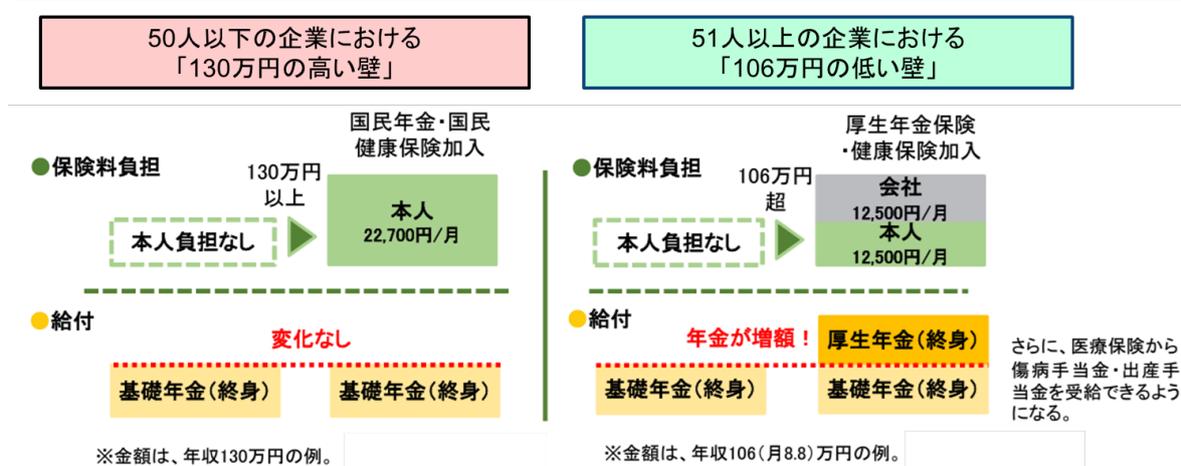
被扶養配偶者は社会保険の「106万円の壁」または「130万円の壁」に直面

被扶養配偶者が51人以上の企業で、週20時間以上かつ月給8.8万円以上働いた場合、被扶養配偶者から外れ、厚生年金および健康保険に加入して社会保険料を負担することとなる。月給8.8万円が年収換算で106万円に相当するため、「106万円の壁」と呼ばれている。被扶養配偶者と比べて、将来の社会保障給付は拡充されるものの、目先の手取り収入は減少する。

「106万円の壁」は社会保障給付が拡充されるメリットもある「低い壁」だが、目先の手取り収入の減少というデメリットもある。被扶養配偶者が厚生年金および健康保険に加入するか否かを選択する局面となったとき、約半数の者は就業調整を行い、厚生年金や健康保険への加入を回避している現状にある¹⁹。

被扶養配偶者が50人以下の企業で働く場合、現状では（週30時間以上働かない限り）厚生年金および健康保険に加入することはない。しかし、年収が130万円を超えた場合²⁰は、厚生年金および健康保険において被扶養配偶者から外れ、国民年金第1号被保険者および国民健康保険の被保険者となり、国民年金保険料および国民健康保険料を負担することとなる。この場合、給付の拡充もなく、かつ、本人負担の保険料も厚生年金および健康保険に加入する場合よりも多くなるため、年収130万円は「高い壁」となり、年収130万円を超えないよう就業調整を行う強い動機となっている。

参考図表3：被扶養配偶者における社会保険の「106万円の壁」と「130万円の壁」



(注) 年金局資料を抜粋し、「50人以下の～」および「51人以上の～」の見出しを付記した。

(出所) 厚生労働省 年金局「女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる『年収の壁』等）」（2023年9月21日、第7回社会保障審議会年金部会、資料2）を一部加工

¹⁹ 前掲脚注2レポート参照。

²⁰ ここでは、60歳未満かつ障害者でない場合の「130万円」の基準について述べている。

補論 2. 与党案の補足解説

課税最低限引上げは基礎控除引上げと給与所得控除の最低保障額引上げの組み合わせ

大綱では、課税最低限を現行の 103 万円から 20 万円引き上げて、123 万円とすることが示された。引上げ額 20 万円の内訳は、基礎控除を 10 万円引上げ、給与所得控除の最低保障額を 10 万円引上げ、である。

基礎控除については、一律に 10 万円引き上げるのではなく、適用となる合計所得金額が変更となる。現行制度では、合計所得金額 2,400 万円以下の場合に最大 48 万円の控除額が設定されているが、与党案では、合計所得金額 2,350 万円以下の場合に最大 58 万円の控除額が設定される。合計所得金額 2,350 万円超の場合は、現行の 0 円～48 万円の控除額が維持され、所得に応じて控除額が逡減・消失する。

参考図表 4：与党案の基礎控除の所得控除額

条件	所得税
本人の合計所得金額が 2,350 万円以下	48 万円⇒58 万円
本人の合計所得金額が 2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,500 万円超	控除なし【現状維持】

(注) 赤字が現行制度からの変更点。

(出所) 大綱および法令より大和総研作成

給与所得控除については、最低保障額が現状の 55 万円から 65 万円に引き上げられる。年収 190 万円超の者の給与所得控除額の計算式は現状維持となるため、現行と比べて給与所得控除額が拡大され減税効果が発現するのは、年収 190 万円以下の者のみとなる。

参考図表 5：大綱で示された給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
65 万円以下	全額
65 万円超 190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円【現状維持】
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円【現状維持】
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円【現状維持】
850 万円超	195 万円【現状維持】

(注 1) 給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じることとされる。

(注 2) 赤字が現行制度からの変更点。

(出所) 大綱および法令より大和総研作成

以上の課税最低限の引上げは、2025 年分の所得税から適用される。ただ、2025 年分の所得税

についてはすべて年末調整で対応され、源泉徴収での対応は2026年1月以後に支払われる給与や公的年金等から開始されるとされている。

住民税の基礎控除引上げは示されず

大綱で示された引上げは、所得税に係る課税最低限であり、住民税に係る基礎控除については示されていない²¹。大綱では、その理由につき「地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案」したものとされている。

しかし、必ずしも与党として、住民税の基礎控除を引き上げないとの方針を固めているとは限らない。当初、与党と国民民主党の協議では、所得税の課税最低限の協議を先に行い、その後に、住民税の課税最低限につき議論する予定とされていた²²。実際には、所得税の課税最低限「123万円」について国民民主党の合意を得られなかったため、協議の途中経過として、住民税につき、白紙とせざるを得なかった面もあるものと考えられる。なお、給与所得控除については、所得税と住民税で共通しており、所得税につき改正すると基本的に住民税についても改正されるため、大綱に引上げ額が記載されている。

これまで、地域社会の会費としての性格から、住民税は所得税より各種の所得控除額が少なく、課税最低限が低く設定されてきた。1970年から1995年までにかけては、所得税よりも住民税の方がより頻繁に基礎控除が引き上げられており、所得税の基礎控除が引き上げられた際にはその同年度または翌年度²³に必ず住民税の基礎控除は引き上げられてきた。これは、所得税よりも住民税の方がより所得の低い者から課税されるので、所得税よりも細やかなインフレ調整が必要であるためと考えられる。

同程度の減税規模で所得税と住民税ともに課税最低限を引き上げる場合と所得税のみを引き上げる場合を比較すると、所得税のみ課税最低限を引き上げる方が、低所得者の減税額が減り、比較的所得が高い者の減税額が増える²⁴。つまり、所得税のみ課税最低限を引き上げると、低所得者に厳しい税制改正となってしまう。今後の与野党協議で、住民税の基礎控除額引上げが盛り込まれる可能性も考えられる。

特定扶養控除の要件緩和

大綱では、特定扶養控除の要件緩和も示された。現行制度では、被扶養者（19歳以上23歳未満の親族等、主に学生）の年収の上限（扶養基準）が103万円に設定されているが、これが150

²¹ 基礎控除の控除額は所得税と住民税で異なっているため、住民税に関して所得税とは別に定める必要がある。

²² 2024年12月7日付毎日新聞朝刊1面では、2024年12月6日において、自由民主党、公明党、国民民主党の3党は「『年収103万円の壁』引き上げは、地方税である住民税より、国税である所得税の控除額の見直しを先に議論することで一致した」と報道されていた。

²³ 所得税が当年の所得に対して課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税される。このため、ある年に生じた所得から税制改正する場合、住民税の改正が適用されるのは所得税改正の翌年度からとなる。

²⁴ 是枝俊悟・平石隆太・山口茜「課税最低限『103万円の壁』引上げによる家計と財政への影響試算（第3版）」（大和総研レポート、2024年12月4日）を参照。

万円（合計所得金額 85 万円）に引き上げられる。つまり、学生（被扶養者）の収入が 150 万円までであれば、親（扶養者）は満額（所得税 63 万円、住民税 45 万円）の控除を受けられる。

また、現行制度では被扶養者の年収が 103 万円を超えると扶養者の控除額がゼロになってしまう。大綱では、新たに被扶養者の年収が 150 万円を超えても、すぐに控除額がゼロになるのではなく、控除額が通減・消失する制度の導入が示された（特定親族特別控除（仮称））。控除額の通減・消失を示す階段は、現行の配偶者特別控除を模して設定されたと思われる（参考図表 6）。

参考図表 6：特定親族特別控除（仮称）の控除額一覧

被扶養者（主に学生）の所得		扶養者（親）の控除額	
合計所得金額	給与収入のみの場合の年収	所得税	住民税
58 万円以下	123 万円以下	63 万円	45 万円
58 万円超 85 万円以下	123 万円超 150 万円以下		
～90 万円以下	～155 万円以下		
～95 万円以下	～160 万円以下	61 万円	
～100 万円以下	～165 万円以下	51 万円	
～105 万円以下	～170 万円以下		41 万円
～110 万円以下	～175 万円以下		31 万円
～115 万円以下	～180 万円以下		21 万円
～120 万円以下	～185 万円以下		11 万円
～123 万円以下	～188 万円以下		6 万円
123 万円超	188 万円超		3 万円
			控除なし（0 円）

（出所）大綱より大和総研作成

【以上】